

(目的)

第1条 この規程は、学校関係者評価委員会（以下、「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 一般財団法人影山育英会は、設置する各科のより実践的な職業教育の質を確保するため、教育活動の観察や意見交換を通じて各科の自己評価の結果を評価することを目的とした委員会を置く。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 法人評議員
- (2) 学校長が必要と認めた者

2 前項3号に当該学校の教職員を含めることはできない。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の互選により選出する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員はその職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。またその職を退いた後も同様とする。

(事務)

第8条 委員会の事務は各科の教務部において処理する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

2022年度 東北歯科専門学校 学校評価結果

評価項目	自己	外部
(1) 教育理念・目的・人材育成像	3.3	3.8
(2) 学校運営	3.1	3.5
(3) 教育活動	3.3	3.4
(4) 学修効果	3.3	3.3
(5) 学生支援	2.8	2.9
(6) 教育環境	3.1	3.2
(7) 学生の受入れ募集	3.6	3.8
(8) 財務	3.2	3.6
(9) 法令等の遵守	3.1	3.2
(10) 社会貢献・地域貢献	2.7	2.8

